

## ■オランダ：裁判所、地震頻発地の建物被害賠償をガス採掘業者に命じる判決

オランダ北東部にあるアッセン裁判所（ドレンテ州）は2015年9月2日、ロイヤル・ダッチ・シェルとエクソン・モービルの合弁企業であるオランダ石油会社（NAM）に対してガス掘削に関係した地震で被った資産の損害について家主に賠償を行うよう命じる判決を下した。オランダ安全庁は、過去数年間においてフローニンゲン・ガス田のガス採取が地震の危険性を増幅しているが、会社側は危険性を軽減するための十分な対策を講じていないと何度も警告を発してきた。地震によって損傷を受けた住宅と建物は数10万軒に上る。NAMは建物の被害の賠償のためこれまでに12億ユーロを積み立てているが、地震被害地域の資産価値の値下がりや耐震費用のために必要な賠償額はそれをはるかに上回っている。NAMは今後の対応を慎重に検討するとの声明を発表する一方で、住民の懸念に理解を示し、特定のケースについては価値の値下がりが地震によってもたらされていることを認めている。しかし、家主への賠償は住宅売却により損失が確定した後にすべきと主張している。これに対し、裁判所の判決は、家主は住宅の売却を待つ必要はなく、ただちに損害賠償を請求できるとしている。NAMを提訴したのは、900人の家主と12の住宅協同組合からなるグループである。